

和泉市モビリティハブ実証実験業務委託仕様書

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会（※）（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「モビリティハブ実証実験業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、和泉市（以下「本市」という。）の関係条例、同規則、委託契約書、実施要領、本仕様書、プロポーザル提案に係る質疑及び提案内容に基づいて実施するものとする。

※和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会とは、和泉市および和泉市周辺の地域における自動車交通にかかる諸問題と温室効果ガスの抑制等、地球環境問題の改善、及び公共交通機関の利用促進を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」ならびに「道路運送法」に基づき、行政機関と地域の代表、学識経験者などが連携して各種施策を実施・検討する組織である。同委員会の事務局は和泉市（都市デザイン部都市政策室）が担っている。

（業務目的）

- 2 近年の運送コストの上昇や運転手不足等に伴う路線バスの減便・廃止による交通環境の変化から、本市の交通利便性を維持・向上するためには、公共交通機関やシェアモビリティなど、複数のモビリティを組み合わせ、移動手段を確保するとともに、結節の拠点（モビリティハブ）の整備が求められている。
また、健康なまちづくりの実現に向け、住民（特に高齢者）の外出促進及びそれに伴う幸福度の向上やコミュニティの醸成、地域活性化、乗換時間の不便を「交流・休息・学び」等の居心地の良い有益な時間に転換する機能を付加した、モビリティハブの構築に係る企画提案、各種取組の実施、事業評価等の実証実験を委託する。

（業務内容）

- 3 本業務の内容は、次の（１）～（４）のとおりとする。詳細については、委託者受託者協議によるものとする。

（１）モビリティハブの実証実験の実施

①実証実験の企画立案・実施

次の事項を考慮の上で、実証実験の企画立案を行う。なお、実証実験は、施設管理者や交通事業者等と協働して事業を実施するものとし、事業の実

施にあたっては、本市の所管部署と十分に調整を行い、必要な指示がある場合には従うものとする。

②実施場所

- ・「スーパーセンターオークワ和泉納花店」（以下「オークワ」という。）敷地内の駐輪場や店舗 1 階イートインスペース、風除室等を活用して取り組むもので、施設管理者や本市の所管部署等と必要な調整を行うこと。（位置図や施設案内図については別紙 1 参照）
- ・実証実験の実施にあたり、オークワ店舗及び敷地の利用許可については、本市がオークワと協議を行う。使用に関する詳細な事項については、受託者がオークワと調整を行うこと。
- ・既存交通との相乗効果や、パブリックスペースを設けるなど交流空間等としての付加価値を生む工夫を行い、時間消費機能を有する空間づくりを行うこと。

③期間等

- ・業務実施期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- ・実証実験の取り組みは、令和 8 年 10 月 1 日から開始できるよう準備し、年末年始を除き、令和 9 年 3 月 31 日まで実施すること。ただし、取り組み内容によっては、具体的な実施期間は委託者受託者協議の上で決定するものとする。
なお、実証実験については、本委託終了後も継続して行う可能性があるため、本委託終了後の状況も視野に入れ実施すること。
- ・実証実験の時間帯は日中とし、具体的な時間帯は委託者受託者協議の上で決定するものとする。夜間利用を実施する場合は、施設管理者等を含めた協議の上で決定するものとする。

（２）モビリティハブの実証実験に関する取組内容

実証実験における具体的な取組みとして、以下の内容を実施する。なお、取組内容の詳細については、別表を参照すること。

なお、「情報提供元」の記載がある取組内容については、当該事業者と調整のうえ、提案を行い実施すること。

また、以下の取組内容の他に、受託者において、実証実験に効果的な内容がある場合は提案を行うこと。

①シェアモビリティの導入

南部地域における既存公共交通の補完的役割を担い、利用者の利便性向上に寄与するシェアサイクルを設置すること。

サイクルポートについては、オークワ敷地内に設置するほか、南部地域の生活圏域を幅広くカバーできる4カ所、計5カ所を設置すること。

「情報提供元」シェアサイクル事業者

事業者名：富尾石油株式会社（担当 富尾氏）

所 在：〒594-0052 大阪府和泉市阪本町 268-1

連 絡 先：0725-41-4717

②バスロケーションシステムの導入

路線バスのバスロケーションシステムを活用した路線バス及びコミュニティバスの接近情報並びに、納花町を乗継地点とする公共交通機関（路線バス、コミュニティバス、路線維持バス）の時刻表等をデジタルサイネージに表示するようシステム構築を行うこと。

「情報提供元」路線バスのバスロケーションシステム事業者

事業者名：株式会社両備システムズ（担当 曾禰氏）

所 在：〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号
新大阪トラストタワー16 階

連 絡 先：06-6394-1260

メールアドレス：sone.takuro@ryobi.co.jp

③バス待ち環境の整備

オークワのイートインスペース内において、バス待ち環境の整備として、フリーWi-Fi サービスを導入すること。

また、セルフレジ側のイートインスペースの腰壁を 30 cm 移設し、バス待ち環境におけるスペースを確保すること。（イートインレイアウトについては別紙 2 参照）腰壁の移動についてはオークワ指定の事業者にて行う必要があることから、オークワと調整すること。

「情報提供元」腰壁移設事業者

事業者名：株式会社オークワ

（担当 和泉市都市デザイン部都市政策室 荒木）

連絡先：0725-99-8145（都市政策室 直通）

④健康なまちづくりの実現に向けた取組みの実施

ア 健康づくりに関するイベント等の実施

市民が主体的に日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、健康づくりの機会や場を創出すること（月6回程度実施）。

イ 案内ガイドの配置

各種取組の案内やサポート等を行う案内ガイド（和泉市シルバー人材センター職員）を1名常駐配置すること。

「情報提供元」案内ガイド配置事業者

事業者名：公益社団法人和泉市シルバー人材センター

（担当 和泉市福祉部高齢介護室 鈴木）

連絡先：0725-99-8132（高齢介護室 直通）

ウ 福祉に関する相談会の実施

地域包括支援センター職員による福祉に関する相談窓口を設置すること。

「情報提供元」福祉に関する相談会実施事業者

事業者名：貴生会地域包括支援センター

（担当 和泉市福祉部高齢介護室 藤原）

連絡先：0725-99-8132（高齢介護室 直通）

エ 電子図書サービスの提供

タブレット端末を設置し、和泉市電子図書サービスの提供を行うこと。

オ 魅力発信等

- ・本市の多様なステークホルダーや地域団体、地域人材との連携、モビリティハブ周辺で行われる地域イベントと連携した取組みにより、モビリティハブへの理解を深めるとともに、地域の魅力を発信すること。
- ・多くの利用者に利用してもらうため、SNS 等を活用した広報を積極的に行うこと。また、委託者が行う広報に必要な資材の作成に協力すること。

カ その他

- ・実証実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、近隣住民及び関係者等に対して、事前周知及び広報を行うこと。
- ・月 1 回の頻度で委託者受託者の間で定例会を開催し、実証実験の状況報告等を行うこと。
- ・実証実験において、備品、什器、工作物等の設置や改修等により、既存施設等に影響を与える場合は、実証実験前中後の写真管理を行うこと。
- ・実証実験において設置する備品、什器、工作物等については、オークワ付近の将来的な利活用に寄与することを目的として、可能な限り撤去せず残置することを基本とする。ただし、安全性、耐久性、管理運営上の支障等による継続利用が困難と認められるものについては、この限りではない。その場合は、業務完了後には原状回復を行うこと。詳細は委託者受託者協議の上で決定するものとする。
- ・実証実験中におけるオークワ内の安全対策を行うこと。
- ・実証実験中における敷地内の清掃などの環境整備を行うこと。
- ・実証実験の効果や持続性を高めるうえで、必要または有効と判断するのは積極的に提案し、委託者等との協議により内容に取り入れること。
- ・受託者はイベント実施における傷害や物損に関する保険へ加入すること。
- ・情報提供元との各種契約は、本業務の受託者において別途締結するものとする。

(3) 効果検証

効果検証においては、上記(2)の取組内容に対する評価(別表「評価項目」を参照)、また、その他の方向性について、利用者属性・利用目的・利用状況のほか効果測定のKPI設定を行い、モビリティハブの実証効果を検証し、今後のモビリティハブのあり方等を検討する。

なお、各種取組は３月末までを対象とするが、効果検証を行う対象期間は委託者と協議の上、決定するものとする。

（４）報告書の作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめること。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、委託者は受託者に修正等適切な対応を求めることができる。

（実施計画書）

- 4 受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人（・技術者届）、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を提出し、委託者に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、受託者は、変更内容について委託者と協議を行い、委託者に承認を得なければならない。

（現場代理人及び主任技術者）

- 5 受託者は、現場代理人ならびに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、委託者に届け出なければならない。

（契約期間）

- 6 契約締結日から令和９年３月３１日までとする。（引渡し検査含む）

（各種法令等に関する手続き）

- 7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受託者が行うものとする。

（貸与資料）

- 8 委託者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする

（報告の義務）

- 9 本業務の遂行中、適宜、受託者より進捗状況を委託者に報告するものとする。

（損害及び危害）

- 10 受託者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは、受託者の責任において処理すること。また、近隣住民及び店舗利用者等から苦情があった場合は、受託者において丁寧に対応するものとし、その結果を委託者に報告すること。

(疑義)

- 11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに委託者とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

- 12 受託者は、本業務遂行前中後に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

- 13 本業務で得られた成果品は全て委託者の所有とし、委託者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。委託者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

- 14 成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む） 1部

※業務の実施状況が分かる写真を含める。

※本業務遂行時において作成した広報物を含める。

(2) (1) の電子データ 1式

(3) 実証実験に関する取組を実施するために購入した機器や什器等、並びに、構築したシステム資産

(委託料の支払い)

- 15 本業務の委託料は、受託者から提出された実績報告書その他委託者が必要と認める書類にて履行実績を確認したうえで、業務の実施実績に応じて支払うものとする。（例えば、イベント実施において、月6回程度実施するとしていたところ、実際には月5回しか実施しなかった場合、月5回の実施実績に対して支払いを行う等。）

(その他)

- 16 やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の

内容や契約金額等について委託者と受託者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

別紙 1

和泉市モビリティハブ実証実験業務委託 実施場所

【位置図】



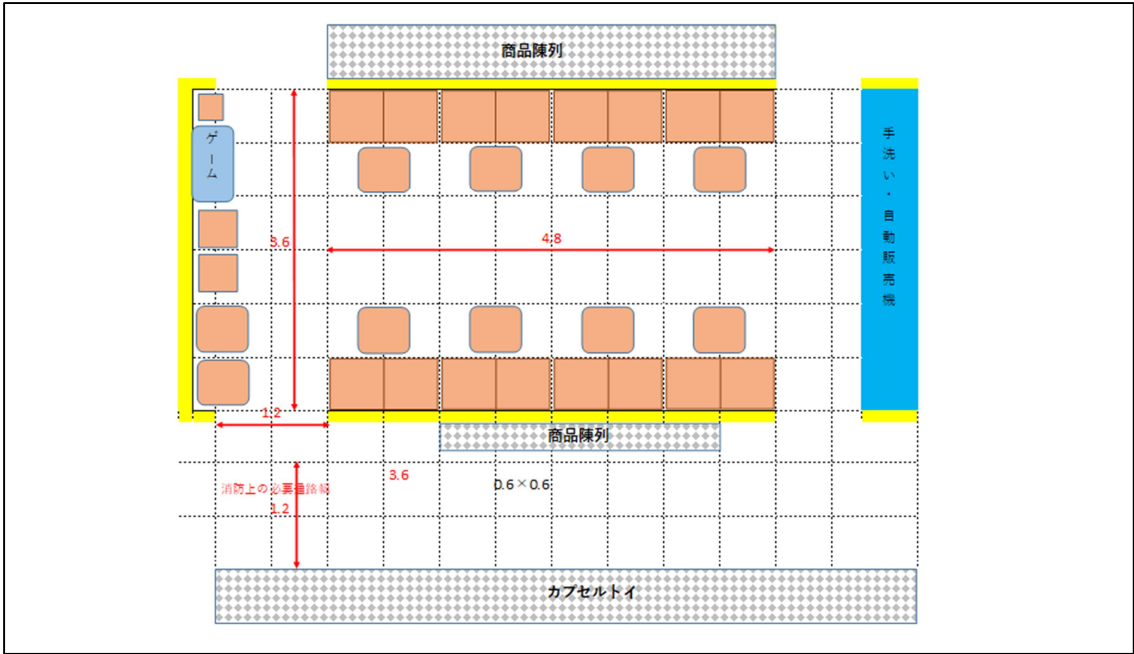
【施設案内図】



別紙 2

イートインレイアウト

(現状)



(取組内容を反映)

